私学共済加入者　各位

回　覧

私学事業団『共済定期保険事業』の新規加入・更新について(ご案内)

令和8年度『共済定期保険事業』の後期募集を実施します。
私学事業団の福祉事業で加入者が在職中に死亡、入院及び休業等した場合の公的保障制度を補完します。ぜひこの機会に加入を検討してください。

募集期間：令和8年11月2日(月)～令和8年11月30日(月)
加 入 日：令和9年 4月1日(木)

＜共済定期保険事業の特長＞

特長1　加入者の福利厚生制度	特長2　配当金を還付	特長3　退職後も継続可能
私学共済の加入者の自助努力による保障づくりを家族を含めてサポートします。	1年ごとに収支計算を行ない、剰余金があれば配当金として還付される仕組みです。 (家族年金コース、医療保障コース、学校加入コースのみ)	退職後も最長80歳まで継続可能です。 (継続要件はパンフレット等をご覧ください)

＜手続き方法＞

新規に加入申込する人	既加入者：変更手続きをする人	既加入者：変更しない人
「加入申込書兼告知書」に必要事項を記入・押印のうえ、書類を私学共済事務担当者へ提出してください。		手続きは必要ありません

申込書の**「提出先」**と**「提出期限」(学内締切日)**は次のとおりです。

提出先　(　　)

提出期限：令和 8 年 11 月　　日(　　曜日)

お問い合わせ先

専用フリーダイヤル **0120−716−267**

(平日9：00～17：15)

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部 貯金・貸付課 貯金係

日本私立学校振興・共済事業団 共済定期保険事業の　概要

～私学共済制度の加入者の自助努力による保障づくりを家族を含めてサポートします～

（注）医療保障コース・医療費支援コース・３大疾病保障コース・長期休業補償コースは、家族年金コースに本人が加入することが条件です。
配偶者・こどもは、本人が加入しているコースのみのお取扱いとなり、本人の口数・金額を超えてのお申し込みはできません。

個人加入コース

各コースに加入するには本人が　家族年金コースに加入することが条件です。

学校加入コース

コース	家族年金コース	医療保障コース	医療費支援コース	3大疾病保障コース	長期休業補償コース	学校加入コース
保障内容・支払対象	**死亡または所定の高度障害状態となった場合、一時金または年金形式にて支払います。** **※配偶者、こどもは一時金での受取りです。** 【死亡・高度障害保険金（年金原資）】 300万円～3,000万円（本人） ※71～75歳：300万円・500万円 76～80歳：300万円 300万円・500万円（配偶者） 300万円（こども） 死亡（一時金または年金形式）　高度障害（一時金または年金形式）	病気やケガで継続して5日以上入院した場合、5日目から入院給付金を支払います。 （１入院120日限度） 加入者が死亡した場合、死亡保険金10万円が支払われます。 【入院給付金日額】 3,000円～8,000円（本人） 3,000円・4,000円・5,000円（配偶者） 3,000円・4,000円・5,000円（こども） 入院（継続して5日以上）　死亡	病気やケガで入院した場合、初期費用として3万円を支払います。また、入院支援として1月につき2万円（最大13月）を支払います。 さらに所定の手術を受けた場合、手術保険金（5・10・20万円）を支払います。 女性疾病による入院・手術をした場合、入院保険金・手術保険金を支払います。 入院初期費用　手術　入院支援（1日以上）　女性疾病（入院・手術）	○所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき 300万円を支払います。 悪性新生物（がん）　急性心筋梗塞　脳卒中　死亡　高度障害 特約 7大疾病保障：重度の糖尿病／重度の高血圧性疾患／慢性腎不全／肝硬変／悪性新生物（がん）／急性心筋梗塞／脳卒中 7大疾病（悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞(※)、脳卒中(※)、重度の糖尿病、重度の高血圧性疾患（高血圧性網膜症）、慢性腎不全または肝硬変）のいずれかで所定の状態に該当（悪性新生物（がん）は診断確定）された場合に保険金をお支払いいたします。 上皮内新生物保障：上皮内新生物／悪性新生物（がん） 悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定された場合に、保険金をお支払いいたします。 （※）「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。	病気やケガにより所定の就業障害が60日（免責期間）を超えて継続した場合に、61日目から月額最高10万円を支払います。 （最長60歳まで） ※55歳～59歳の方は3年、所定の精神障害による就業障害は24か月が限度 長期休養	死亡または所定の高度障害状態となった場合、一時金を支払います。（加入者の弔慰金・死亡退職金等として保険金がご遺族に支払われます。） 【死亡・高度障害保険金】 10万円～300万円 死亡　高度障害
保険料	保険料は「家族年金コース」「医療保障コース」「医療費支援コース」「長期休業補償コース」は半年払、「3大疾病保障コース」は新半年払です。 ご登録の口座から年2回（3月22日・9月22日）自動振り替え となります。（金融機関の休日に当たる場合は翌営業日）					家族年金コースと同様です。 ※保険料は学校法人等が負担します。
加入範囲（注1）	80歳までの本人・配偶者 （新規加入は70歳までです） 3歳～22歳までのこども	69歳までの本人・配偶者 0歳～22歳までのこども	79歳までの本人・配偶者 （新規加入は70歳までです） 0歳～22歳までのこども	79歳までの本人・配偶者 （新規加入は65歳までです）	59歳までの本人	70歳までの本人
継続加入	一旦加入すると、次年度以降同額以下で継続の場合は告知不要です。	一旦加入すると、次年度以降同口以下で継続の場合は告知不要です。	一旦加入すると、次年度以降同型で継続の場合は告知不要です。	一旦加入すると、次年度以降は告知不要です。保険金が支払われた場合は脱退となります。	一旦加入すると、次年度以降は告知不要です。退職時は脱退となります。（任意継続加入者の継続加入はできません。）	一旦加入すると、次年度以降は告知不要です。退職時は脱退となります。（任意継続加入者の継続加入はできません。）
退職後の取扱（注2）	退職後も同額以下で継続可能です。 （加入保険金額の上限 71～75歳：500万円 76～80歳：300万円）	退職後も同口以下で継続可能です。	退職後も同型以下で継続可能です。	退職後も継続可能です。	退職時に脱退となります。 脱退後の取扱はありません。	退職時に脱退となります。 脱退後の取扱はありません。
継続期間満了後	—	「医療保障コース移行加入プラン」に加入できます。（注3）	—	—	—	—

（注1）加入範囲に記載の年齢は保険年齢です。ただし、「長期休業補償コース」のみ満年齢です。加入範囲の加入最低年齢については、パンフレットを確認してください。

（注2）退職時に継続して1年以上共済定期保険事業に加入（保険料を2回以上振替）していることが必要となります。

（注3）継続期間満了後の取扱いについて
ご加入にあたっては、別途手続きが必要です（自動継続ではありません）。加入資格のある方に対してご案内をいたします（脱退2か月前ごろ）。詳細はパンフレットをご覧ください。
記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容（販売休止を含む）を変更させていただく可能性があります。

本資料は、商品の特徴や保険料等の一部を抜粋してご案内するものです。特に、お支払いの対象・回数等には一定の制限が設けられています。
ご加入にあたっては、必ず詳細を記載したパンフレットを事前にご確認のうえお申し込みください。ご不明な点は担当者までお問い合わせください。

共済定期保険事業の推奨ポイント（3つ）



❶ 団体保険のスケールメリット

私学共済の加入者を対象に運営しますので、6万名を超える加入者（令和8年4月1日時点）のスケールメリットを活かした手ごろな保険料で加入できます。

❷ 配当金を還付（毎年6月下旬頃）

配当金があると実質的な保険料の負担は軽減されます。※

令和7年度配当率

家族年金コース **約38.07%**　　医療保障コース **約48.78%**

※…１年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みとなっています。医療費支援コース、3大疾病保険コース、長期休業補償コースには配当金がありません。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払する配当金額は現時点では確定していません。

❸ 令和8年度より共済定期保険事業は最長80歳まで継続可能となりました。

※退職後も最長80歳まで継続可能です。
ただし、退職時に継続して1年以上共済定期保険事業に加入（保険料を2回以上振替）していることが必要です。

継続可能年齢（更新可能年齢）(注1)

家族年金コース〔※〕	**80歳**
3大疾病保障コースおよび医療費支援コース	**79歳**
医療保障コース (注2)	**69歳**

〔※〕家族年金コースは、更新日（令和9年4月1日）現在、71歳から75歳の方が加入できる保険金額の上限は500万円（D型）、76歳から80歳の方が加入できる保険金額の上限は300万円（E型）となります。
このため、更新日に71歳となる方で、保険金額1,000万円以上の型（X型・Y型・A型・B型・C型）にご加入の場合、保険金額は500万円（D型）に変更となり、また、76歳となる方は保険金額は300万円（E型）に変更となります。同様に、更新日に76歳になる配偶者で、保険金額500万円に加入している場合は、保険金額が300万円に変更になります。（配偶者の保険金額は本人を超えてのお申し込みはできないため、本人の変更と併せて変更となる場合があります。）

(注1) 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6 ヵ月以下は切り捨て、6 ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
（例）保険年齢70歳＝令和9年4月1日現在満69歳6 ヵ月を超え満70歳6 ヵ月まで。
(注2) 継続期間満了となる方は、最長80歳満了の「医療保障コース移行加入プラン」へ移行加入が可能です。満了2 ヵ月前ころにご案内いたします。
「医療保障コース移行加入プラン」は、今後の環境の変化等により取扱内容（販売休止を含む）を変更させていただく可能性があります。

事業説明動画をご覧ください。

団体保険の特長（5分編） ▶

私学共済ホームページ内の専用ページをご活用ください。

https://www.pmac.shigaku.go.jp/
共済定期保険　検索

以下に記載の資料をご確認いただけます。

❶共済定期保険事業パンフレット（個人加入コース）
❷共済定期保険事業パンフレット（学校加入コース）
❸共済定期保険事業リーフレット（個人加入コース）
❹共済定期保険事業リーフレット（退職後の取扱いについて）
※継続要件を満たしていれば最長80歳まで自動継続（手続き不要）で継続可能です。
❺共済定期保険事業英文リーフレット
❻〔動画〕共済定期保険事業 個人加入コースのご案内
など

※制度内容等詳細についてはパンフレットをご覧ください。

制度内容及び請求等の際は以下フリーダイヤルへご連絡ください。

専用フリーダイヤル
0120−716−267（平日9：00～17：15）

MY−A−27−LF−000126